

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成30年4月19日認可した。

平成30年5月8日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
豊稔池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（農道改修事業）扇沢地区
〃	単独県費補助土地改良事業（農道改修事業）杉林地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）豆塚地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）下林地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）八兵1号地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）中姫2号地区
〃	単独県費補助土地改良事業（さく井改修事業）豆塚2号地区